

縛 [kizuna]

ぐんま人権情報誌【春夏号】
VOL.20
2017

特集
「インターネット社会と人権」



高校生対象の情報モラル講習会

目 次

巻頭言

「インターネット社会と人権」

ぐんま子どもセーフネット活動委員会

理事長 飯塚 秀伯 2・3

学校訪問

「インターネットによる人権侵害」に関する取組

群馬県立玉村高等学校 4

行政の取組

「インターネットと人権侵害」

情報文化総合研究所 代表取締役 佐藤 佳弘氏

講演会内容紹介 5

行政の取組

「車いすランナーとのふれあい」

桐生市立桜木中学校 トップアスリートとの交流 6

寄稿文

「隣保館事業で地域の交流を深める」

群馬県隣保館連絡協議会 会長 阿久澤 正 7

インフォメーション

人権啓発資料「LGBTってなに?」を作成しました

平成28年度 人権啓発フェスティバル in ぐんま 開催

あとがき

8

巻頭言



「インターネット社会と人権」 ～急速に変化する子どもを取り巻くインターネット環境～

NPO法人ぐんま子どもセーフネット活動委員会 理事長 飯塚 秀伯

提供側の責任

ほんの3~4年前まで、国や企業は青少年が携帯電話利用でトラブルに遭わないために、様々な対策を打ち出し、法整備に力を入れ、それぞれの役割を果たす努力を重ねていました。少しづつ成果が現れ、ようやく青少年インターネット問題も落ち着くかと思われました。一例として、ある企業は国内に24時間350人体制で監視を強化し、また国もフィルタリングの義務化を進めるなど法律の整備に努めました。このように、青少年インターネット問題も一息つくかと思われた次の瞬間、スマートフォンとLINEが一挙にやってきました。

良くも悪くもグローバル化

スマートフォン(以下スマホ)以前は、インターネットトラブルは国内企業のサイトがほとんどでしたが、スマホ出現以降は外国企業が多く関わることとなりました。ツイッターやフェイスブックをはじめ、人気のアプリは海外のサービスです。国内企業が中心の時代は、国内問題として企業努力や法律の整備に期待できたのですが、海外の事業者がサービスの中心的存在になるに従い、国内の事情や要望が反映しにくくなりました。国内だけでは解決出来なくなつたのです。

必然的に、スマホ出現以後は「提供側」ではなく、「利用者側」の解決能力が求められるようになりました。言い換えると、提供側の責任から利用者の責任に転

紹介 飯塚 秀伯(いいづか ひでのり)さん



飯塚さんは、群馬県高崎市在住。2005年度に群馬県子どもセーフネットインストラクター(第1期)の養成講座を修了する。2006年度より「ぐんま子どもセーフネット活動委員会」を設立し、委員長として活動を始める。

平成27年1月にNPO法人化し、現在は理事長として、講習会や会運営の中心となり活躍されている。

嫁したと言えます。「提供側」「国・行政」「利用者」三者の責任分担が本来あるべき姿ですが、すべての責任が利用者に押し付けられたと見ていいでしょう。この責任の押し付けに大変便利な言葉が使われます。「自己責任」という言葉です。子ども向けでサポート体制がしっかりとしているサイト内であれば、何かあった場合必要以上の拡散や誹謗中傷も防げ、軽微な失敗であれば自己責任という言葉で済ませられるでしょう。今後のインターネット利用の勉強の場となり、リテラシー向上も期待できます。ここで言うサポート体制とは、例えば、削除・取り消し・通報・ペナルティなどの機能が利用者に分かりやすく設定された環境を言います。しかし、現状は大人も子どもも同じフィールドで遊び、同じ仕組みの中で遊ばせ、画像や動画は簡単に送信できる反面、一度流出した画像は回収できず、削除依頼もままならず、既読の機能に振り回され、そもそも利用する子どもも親も仕組みのことを全く理解しておらず、何かあつたら自己責任という一言で済ませられてしまいます。それでは子どもがかわいそうなりません。インターネット利用に対して自己責任を強く押しつける姿は、大人社会が責任を放棄しているようにしか思えません。「提供側」、「国・行政」、「利用者」のそれぞれが責任を持ち役割を分担できる成熟したインターネット社会が望ましい形です。提供側の対策に大きな期待が持てなくなってきた以上、利用者側の能力の向上、つまり「子どものネットリテラシーの向上」以外に有効な手段が見つからない状況なのです。

子どものネットリテラシーの向上と一口に言っても、伝える人も場所も機会も少ないので現状です。ゆっくりと教育体制を整えているうちに、子どもを取り巻くインターネットの環境は数ヶ月前の情報が古くなってしまうほど急速に変化し休みなく進みます。このような状況ではいくら最新情報を追いながら対策を練っても、その努力は徒労に終わってしまいそうです。スマホやタブレット、ゲーム機に音楽プレーヤーなど、子どもの周りにはインターネットに接続できる機

器が増え、またコミュニケーションや情報を得るサイトやアプリも星の数ほどあり、それぞれの設定に精通できるとは到底思えません。しかし、各機械やアプリに振り回されることなく、大まかな流行りと機能を知り、大人の経験則から導き出される対応があるはずです。いま私たちができる事をやるしかありません。現状は現状として対策が進むのを悠長に待っていたら、不利益を被るのは子ども自身です。子どもに一番近い私たちが知恵を絞り、寄り添うことが何よりも肝心です。

スピード感あふれるインターネット社会だからこそ求められる感覚

スマホ時代の代表的なトラブル事例は、写真・発言などの発信トラブルとコミュニケーショントラブルの二つでしょう。この二つはガラケーの時代から言い古されているのですが、スマホ時代になりさらに深刻化しています。

現在のスマホは手元で簡単に写真が撮影でき、さらに最近では全世界に向けて生放送までできます。思い立ったその瞬間に写真・動画で自分や友達を撮影することができます。さらに無断で掲載し、それをアピールする場所もインターネット上には無数にあります。しかし、一度不都合な写真が流出したら回収は不可能で、永遠にインターネット上を彷徨うことになります。個人情報の扱いに不慣れな学齢期から、これらの高度な情報発信機器を利用する場合、かなり周りの注意が必要となります。

またLINEなどのスマホ越しのメッセージのやり取りもトラブルが絶えません。LINEの特徴はスピードにあります。メッセージが手元に「届いて」「考えて」「書いて」「送る」この手順がまるで螺旋階段を猛スピードで駆け上るかのように飛び交い、あるいはすっかり省略され反射的にやり取りが繰り返されます。そこにはゆっくりと考える時間は与えられません。トラブルの原因はここにあります。このメールには問題ないか、相手に伝わるか、この写真は送つてもいいか、友達を巻き込んでいいか、こんなことをゆっくりと考えて確認してのんびり送る、このような「のんびり癖」をスピード感溢れるインターネット社会だからこそ身につけて欲しいのです。「ゆっくり送つてのんびり待つ」がインターネット時代を生き抜くキーワードかもしれません。

家庭の重要性

またインターネットが発展すればするほど、家庭のルールが重要となります。家庭の中でインターネッ

トが利用できる機器が増える中、保護者がその全てに精通することは不可能です。機械的なことはフィルタリングに任せ、ご家庭では



小学校での講習会の様子

ルールに集中することが肝心です。家庭のルールを取り決め、約束違反には毅然とした態度をとる、これが保護者の大切な役割となります。スピード感あふれ、複雑な現代のインターネット社会だからこそ、家庭のルールの重要度が増しているのです。さらに昨今では、スマホの利用による健康被害の研究も進んできました。目、脳、骨など各専門分野から健康被害の指摘がなされています。我が子を健康被害から守るためにも家庭のルールは必須です。

インターネット社会を力強く生き抜くためには、自分の身は自分で守るという意識が必要です。そのためには、早い段階からインターネットで注意すべきことを繰り返し学ぶ必要があります。のために大人社会は、しっかりとサポートをしていかなければなりません。

ぐんま子どもセーフネット活動委員会とは

「NPO法人ぐんま子どもセーフネット活動委員会」は、子どものインターネット利用に問題意識を持ち、自発的に調査・研修を重ね活動しています。知った人から知らない人へ、そんな橋渡しが私たちの役割です。当委員会のメンバーは群馬県が養成する「群馬県子どもセーフネットインストラクター」を中心に構成されており、現在34名の会員で活動しています。

委員会の活動は

- 1 調査研究活動
- 2 研修会(自己研鑽のための研修会)
- 3 講習会(出前講座)

の3つが柱になります。

会員それぞれが興味を持った問題を調査し、活動委員会内の研修会で発表・共有し、持ち得た知識を出前講座で伝えるといったスタイルをとっています。

また、各機関との交流・意見交換も行っています。平成21年には、第1回全国会議を主催し、全国での活動連携を進める他、国や県、県内各市の委託事業を積極的に受託しています。

ケータイ・スマホ・音楽プレーヤー・ゲーム機などからインターネットが出来るようになり、子どもたちを取り巻く環境は急激に変化しています。子どもたちを被害にも加害者にもさせたくない、そんな願いで活動を続けています。この活動には一人でも多くの協力が必要です。

委員会ホームページ <http://gkac.jp/>

表紙について

*スマートフォンの普及に伴い、インターネットに関連した人権問題等が発生しています。特に高校生を中心に青少年が被害者や加害者となる事件が増加していることから、高校生を対象とした「情報モラル講習会」を開催し、情報モラルの普及・啓発を行っています。

写真は群馬県警察本部サイバー犯罪対策課の講習会の様子です。(4ページに関連記事があります。)

「インターネットによる人権侵害」に関する取組 ～「私たちのスマホルール」等の実践～

群馬県立玉村高等学校

私たちのスマホルール

群馬県内の全ての高等学校で、「私たちのスマホルール」を策定する取組が行われています。

充実した学校生活や安全な生活を送るためのルールを自分たちで考えるということを基に、生徒会が中心となり3つの課題を設定しました。

玉村高校 スマホ利用の3つの課題

- 1 夜11時以降は使わないよう努力する
- 2 ながらスマホをしない
- 3 書き込みや投稿をする前に、もう一度よく考える

1 夜11時以降は使わないよう努力する

成長期にある高校生にとって、睡眠は本来とても大切な時間です。夜、体も心もゆっくりと休めて翌日を迎えるためにも、早めにスマホを手放せるよう生活を考えてみましょう。

2 ながらスマホをしない

家族や友人と会話したり食事をして過ごす時間はとても大切なものです。そんな時に相手がスマホばかり見ていたら、悲しくなりませんか。

また交通安全の面でも、自転車に乗りながらのスマホは大変危険です。ながらスマホをしないよう、意識してみませんか。

3 書き込みや投稿をする前に、もう一度よく考える

みんなとシェアできるSNSは、私たちにとって欠かせない日常の一部になっています。それだけに、いろいろな誤解や行き違いから、たくさんのトラブルも起こっていると思います。

必要で楽しいものだからこそ、使う前にもう一度よく考えてみようという提案です。

生徒会による提案の様子
(右写真)

近年、急速なスマートフォンの普及により、大変便利になりましたが、その弊害も大きくなっています。特に高校生の問題としては、利用時間の増大、不適切な投稿や書き込みによるトラブル、見知らぬ人の交流サイト利用で事件に巻き込まれる、女子生徒の性的被害等があげられます。

これらの課題に対して、大人からの押しつけではなく生徒自らがルールを作り取り組んだものが「私たちのスマホルール」です。

情報モラル講習会

群馬県警察本部サイバー犯罪対策課の深代さんから、高校生のインターネット関連による被害防止及び加害防止について、具体的な事例を基に話がされました。



情報モラル講習会の様子(2016.12.16)

講習内容の概要

インターネットの特性である、「匿名性」「拡散性」「広域性」を踏まえた上で、

- ・インターネットの利便性と危険性
- ・SNSやインターネット掲示板上への情報発信と個人情報の流出防止
- ・出会い系サイト・コミュニティサイト利用の危険性
- ・ウイルス対策、パスワード設定、フィルタリング等のセキュリティ対策
- ・インターネットの安全利用

等を中心に、各学校の情勢に合わせた内容で講習会が実施されています。

* 群馬県立玉村高等学校(久保敏校長)は、大正11年に創立され、誠実、勇気、奉仕を校訓に今年度で94年を迎えました。現在、全日制普通科6学級の男女共学校です。「知性と品位を磨き、心身ともにたくましく他人の痛みがわかる人材を育成する」を教育目標に掲げ、生徒が自らの良さを伸ばし自信を深められる教育活動に取り組んでいます。また、「ぐんまチャレンジ・ハイスクール」の指定校として「自分のキャリアを高める魅力ある高校」をめざしています。

行政の取組

「インターネットと人権侵害」～差別書き込みの被害者を救え～

平成28年度隣保館長等職員等研修会 講演概要紹介

ネット社会がもたらした問題の現状(講演要約)

- 人権侵害、個人情報の流失、著作権侵害、詐欺等、40項目を超える問題がもたらされている。特にネット上の人権侵犯事件は大きく増加傾向にあり(左下グラフ参照)、その中でも、プライバシー侵害や名譽棄損が大きな割合を占めている。ネットの便利な機能が人権侵害に誤用、悪用されている。
- 差別・偏見を受ける人たちは、被差別部落、外国人、障害のある人、生活困難者、女性等であり、社会的弱者が標的とされている場合が多い。
- 悪質書き込みへの対処は、プロバイダ責任制限法、リベンジポルノ被害防止法等があるが、違法性が明らかでなければならず、書き込みの削除は大変困難なことである。書き込みの早期発見と、被害にあつたら、法務省の人権擁護機関等の専門家に相談することが大切である。



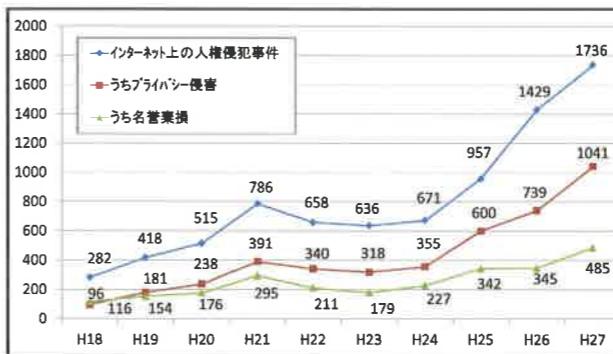
情報文化総合研究所代表取締役の佐藤佳弘氏を講師に招き、「インターネットと人権侵害」と題して講演会を開催しました。

各隣保館は人権課題の解決に向けて、地域住民の人権問題に対する正しい理

解が図られるよう取り組んでいるところです。しかし、差別書き込みや大量の悪質情報が意図的にインターネットにより拡散され、差別・偏見が助長されることが強く懸念される状況が見られます。

本研修会は、「差別書き込みの被害者を救え」を副題に、ネット社会の現状、ネット上での人権侵害、悪質書き込みへの対処を中心とした講演内容であり、人権施策の担当者としての資質向上に大いに役立つものでした。

今回、講師の佐藤氏のご厚意により、講演内容の一部を掲載させていただきます。



インターネット上の権利侵害情報に関する権利侵害事件の推移
出典:平成27年における「権利侵害事件」の状況について(概要)、法務省人権擁護局



講演会の様子(2016.12.21 ぐんま男女共同参画センター)

今後の課題として、被害者の救済や法的整備の充実等が示されました。また、インターネットの持つ匿名性、拡散性という特性から、法的整備の拡大に増して、ネットを利用する人の倫理感、責任感といった意識の高揚と、情報の真偽や信頼性、正確性を見抜く力の育成が求められます。

* 講師紹介 佐藤 佳弘 様

東北大学を卒業後、富士通(株)に入社。その後、東京都立高等学校教諭、(株)NTTデータを経て、現在は(株)情報文化総合研究所 代表取締役所長、武蔵野大学教授、総務省自治大学校講師をされています。他に、西東京市情報政策専門員、東久留米市個人情報保護審査会会長、東村山市情報公開運営審議会会長、東京都人権施策に関する専門家会議委員、京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会アドバイザー、オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会アドバイザー、NPO法人市民と電子自治体ネットワーク理事、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員、などすべて現職でご活躍されています。

専門は、社会情報学。1999年4月に学術博士(東京大学)を取得されました。

(主な著書):「インターネットと人権」(武蔵野大学出版会)、「脱!スマホのトラブル」(武蔵野大学出版会)
「ネットでやって良いこと悪いこと」(原)、「メディア社会やって良いこと悪いこと」(原) 他多数

行政の取組

「車いすランナーとのふれあい」

～トップアスリート交流事業 障害に関係なく前向きに生きる姿勢に感動～

障害者スポーツのアスリートと桐生市立桜木中学校の全生徒及び桐生市立神明小学校6年生との交流事業を行いました。世界で活躍する車いすランナー花岡伸和選手の生き方から、障害者への理解を深め、また、人として大切なことは何かを学びました。



講師の花岡伸和選手は、2012年のロンドンパラリンピックで車いすマラソンに出場し5位に入賞したトップアスリートです。

花岡選手は、高校3年生の時、バイク事故で脊髄を損傷し、以来車いでの生活となりました。

自分が事故にあった時から、アスリートとして活躍している現在までを振り返り、命が助かり生きていることの喜びや、障害があっても自分にできることは全てやってみようと考えたことなどを、スライド上映をしながら小・中学生に話しました。

講演に加えて、車いすレースを行いました。学年毎各クラスの代表生徒が、車いすで会場の体育館内一周競走をしました。また、代表生徒が花岡選手の競技用の車いすに乗って動かしてみました。話を聴くだけでなく、実際に体験することによって、車いすマラソン等の障害者スポーツに対する理解が深まったことだと思います。



競技用車いすを体験する生徒

〈生徒の感想〉

私は、小さい時に足の病気になったことがあります。私と母が病院の待合室で待っていると、義足の人が話しかけてきました。その人は、「大変だね。でもきっと治るよ。だって君はこんなに元気だもの。僕の足は病気で切ったんだ。病気になった時、ぼくはすごく落ち込んで元気ではなかった。だから、病気が大きくなるのが早くなってしまったんだと思う。病気になっても元気で笑顔を忘れないでね。」と私を励ましてくれました。その言葉を聞いて、私は幼いながら何かを感じました。

花岡さんの講演を聴いて、私はどんなことでもあきらめないでやればきっと何かに繋がると思いました。確かに身体が不自由な人のことを心のどこかで「かわいそうだな」「苦しいんだろうな」などと思っていました。でも、講演を聴いてそう思うのはやめようと思いました。なぜなら、私たちがもっとポジティブに考えて、誰に対しても心配りをすれば良いと思ったからです。そういった一人一人の思いが、公共の場面で身体の不自由な方々が快適に暮らしていくける街づくりに繋がっていくと考えます。人のことを考えられる機会となるとても素晴らしい講演を聞くことができて良かったです。

桜木中2年 高橋 真実

交流事業は7月11日に桜木中学校体育館で行われ、参加者に多くの感動を与えてくれました。



私は、小学生の時に一度だけ普通の車いすの体験をしたことがあります。でも、アスリート用の車いすはテレビでもあまり見ないし、実物を見たことも、乗ったこともありませんでした。今日の講演会でアスリート用の車いすを見られたこと、そして花岡さんの講演を聴けたことは、私にとって何より良い経験になりました。

もし私が障害のある体で産まれてきたら、事故に遭つたら、今当たり前のようにできていることができなくなってしまいます。改めて怖いと思い、自分が幸せなことに気づかされました。でも、花岡さん本人も言っていたように、私も車いすに乗っている人や、義足を使っている人たちをかわいそうだと私は思いません。花岡さんのようにしっかりと自分に向かい、できることを考え、スポーツなどで努力している人は、他の人よりもキラキラと輝いていると思うからです。自分の弱みを強みに変えられるのは素晴らしいことで、私もそんな人になりたいと思いました。

まだ、これから自分自身に何が起きるか分かりません。だからこそ、今を大切にして、そしてこの講演会で学んだことを心に置いて、これから学校生活を過ごしていきたいです。

桜木中2年 赤石 晴花

アスリート交流事業について

この事業は、国（法務省）の人権啓発活動地方委託事業の一つです。

人権ユニバーサル事業として、県障害政策課が県障害者スポーツ協会や県人権啓発活動ネットワーク協議会と連携して、児童・生徒を対象に障害者スポーツの体験やアスリートとの交流をおこなっています。

寄稿文

「隣保館事業で地域の交流を深める」

群馬県隣保館連絡協議会 会長 阿久澤 正



群馬県内には、昭和36年から平成4年までの間に11の隣保館が設置されています。施設の名称は、「～隣保館」だけでなく「～人権プラザ」等様々であり、それぞれが地域性を生かした活動を展開しています。

隣保館連絡協議会は、県内全ての隣保館で構成し、情報交換等を図ると共に、職員研修会の実施、国・県への要請等をとおして各館の事業の充実・向上に努めています。



「まどかのつどい」で紙芝居の合間にゲームをする参加者

前橋市隣保館の活動紹介

私の勤務する前橋市隣保館は、平成3年に開館して以来、人権啓発や住民交流の拠点として活用されてきました。子どもから大人まで、より多くの住民が気軽に参加できるイベントや人権に関する講演会等を開催し、人権・同和問題等に対する啓発活動を推進しています。

その中から「まどかのつどい」という事業を紹介します。この事業は、隣保館と社会福祉協議会などで主催し、これに自治会連合会、民生委員・児童委員、ボランティアの会等の協力で、毎年11月に盛大に開催しています。



簡単なスポーツやゲームをとおして、住民交流を深めています。子どもから高齢者、また、障がいのある方などが、楽しみながら自然な形で接することで、お互いの人権意識を高めています。

ボールゲーム（写真左）や輪投げ（写真右）を楽しむ皆さん。



* 隣保館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設です。その目的は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことです。

* 阿久澤会長は、昭和46年に旧柏川村役場に就職。市町村合併後は、現前橋市内の公民館長を歴任し、平成25年4月より現在の前橋市隣保館の館長となり、28年度から連絡協議会長として会の運営や活動の推進・発展等にご尽力されています。

■ 人権啓発資料「LGBTってなに?」を作成しました



群馬県では、LGBT等の性的少数者への理解を深め、誰もが互いに多様性を認め合える社会づくりを図るために啓発資料を作成しました。この冊子は、「誰もがいるのままの自分でいられるために」を副題に、広く県民を対象とする他、LGBT等の性的少数者の方や、身近にLGBT等がいる方、行政や教育現場の方々にも活用していただけるよう作成しました。

LGBT等の性的少数者についての基礎的な理解を深めることをはじめ、LGBT等の人たちが直面している問題や配慮のあり方、誤解・偏見の解消のためのQ&A、県内市町村の取組、相談窓口・支援団体の紹介等が掲載されています。

各市町村や学校、関係機関等に配布しています。

〈問合せ先〉 群馬県人権男女・多文化共生課 電話 027-226-2906

■ 平成28年度 人権啓発フェスティバル in ぐんま 開催

みんなで築こう 人権の世紀 ～考え方 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

平成28年12月11日(日) 群馬会館

多くのみなさんの参加で、人権啓発フェスティバルが開催されました。恒例となつた高校生による演劇、人権啓発関係作品展示、ゆるキャラとの記念撮影等に加えて、前橋市を舞台としたまち映画の上映会等、多彩なフェスティバルとなりました。

また、セクシュアルマイノリティ支援ボランティア団体によるトークが行われ、LGBTへの偏見・差別に関する体験をもとにした話は、心に深く響き、理解を深めました。

高校生による「人権演劇」上演

群馬県立太田女子高等学校演劇部による人権をテーマとした演劇「花柄マリー」の上演。

高校生がいじめや偏見について等身大で考え、理想を掲げて立ち向かってゆく姿が演じられ、身近な生活の中の人権を考えさせられる作品でした。



人権・障害者等関連団体の展示



県いじめ防止ポスター優秀作品展示



キャラクターと交流・記念撮影

あとがき

今回は急速に発達しているインターネット社会を人権の視点でとらえてみました。生活の必需品となってきた携帯・スマートフォン等は、その利便性の陰に人権侵害の道具となる負の部分を合わせ持っているようです。自分も相手も大切にする「人権尊重の理念」を合わせて携帯できるネット社会の発展をめざしたいと考えます。(ま)

継
きずな
Bizual

ぐんま人権情報誌【春夏号】

VOL.20

2017

●発行／群馬県人権男女・多文化共生課

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-220-4424